

EBPM は自治体計画にどのように役立つのか？

小泉 秀樹

KOIZUMI, Hideki

(東京大学先端科学技術研究センター共創まちづくり分野教授)

1. はじめに

本稿では、まず EBPM とは何かについて概説した上で、自治体行政に対する EBPM の適用の可能性や課題点を検討し、市民参加との補完関係や現代的な公共性論に立った計画策定方法における位置付けについて議論を試みたいと考えています。さらに、自治体計画策定における先端技術の活用と EBPM の関連性についても検討を試みます。最後に、自治体計画策定に関わる自治体マンに、筆者からのメッセージをそえて本稿を閉じたいと思います。

2. EBPM とは？

EBPM は、EBM (Evidence-Based Medicine) のアプローチを、広く政策形成に拡張しようとする考え方だと理解しています。

EBM は、ランダム化比較試験 (RCT) の手法を取り入れ、介入群と非介入群を比較することで、介入 (投薬など) の効果 (outcome) を、統計的に厳密に把握します。この場合、介入の目的や成果 (血圧を低下させる、など) がはっきりしており、それを測定可能であることが、ランダム化比較試験 (RCT) を実施する前提として当然必要となります。もちろん、ある医療行為の効果を検証し、それを処方や医療保険の対象とすることの根拠とすること自体 EBPM の一つと言えるかもしれません。

EBPM では、効果がある証拠がない (no evidence of effect) 場合、つまり政策や施策の効果が明確ではない場合には、その政策、施策の実施は避ける必要があると考えます。また、効果がない証拠がある (evidence of no effect) 場合、つまり政策や施策の効果が無いことが明確である場合にも、その政策、施策の実施は避ける必要があると考えます。

3. 自治体における基幹的政策に対する EBPM の適用

さて、では、自治体政策、すなわち自治体計画の策定とそれにもとづく政策の実施について、このアプローチはどの程度活用可能なのでしょうか？ 自治体計画、とりわけ基本構想や世田谷区でも今後策定を予定している基本計画、それらを含んだ総合計画などは、基幹的な計画であり、その内容は施策が行われるべき方向を規定するものと言えるでしょう。

世田谷区の現行の基本計画を見てみると、まず基本計画の基本方針が以下の通り示され

ています。

●住民自治の確立—参加と社会的包摂—

区民が主体的に地域を運営する住民自治の確立に向けて、区の計画や条例の策定などへの区民参加の機会を充実するとともに、地域行政を進め、住民の意思を尊重した区政運営を行います。

●環境と調和した地域社会の実現

みずとみどりに恵まれた良好な生活環境を守り、次の世代に伝えるとともに、都市の新たな魅力や活力を創出するため、一人ひとりの暮らし方や都市機能のあり方を見直します。

●自治権の拡充と持続可能な自治体経営の推進

地方分権の動きの中で、東京都内で最大の人口を擁する区民に身近な基礎自治体として、地域の実情や区民のニーズを踏まえ、主体性や独自性を持った政策展開を図ります。

そして、基本計画の実現に関連した方針として、多主体連携に関連した記述がありません。

マッチングによる政策の推進

●マッチングの定義と政策の推進

目的を共有し、縦割りを超え、さまざまな分野や主体を横つなぎ・組み合わせることで、課題解決の力を高めるよう、相互に協力して政策を進めることをマッチングと定義します。

さらに6つの重点政策が示されており（以下3つの重点政策を例示）、これに続けて4つの分野別計画が記載され、これらに続けて総合支所別の地域計画が記載され、その後、以下のとおりの実現の方策が示されています（さらに続けて、外郭団体改革基本方針、公共施設整備方針が続けて示されている）。

子ども若者が住みたいまちづくり、教育の推進

「子育て応援都市をめざします」

1 子育て環境基盤の整備〈指標▶子育てしやすい環境意識〉 2 教育環境と支援体制の充実〈指標▶教育相談の件数〉 3 若者が力を発揮する環境づくり〈指標▶若者就労率や社会とのかかわり、サポートセンター 就業率〉 4 子どもにやさしいまちづくり〈指標▶子育てしやすい環境意識〉

高齢者・障害者等の在宅生活を支え、孤立させないための地域包括ケアシステムと住まい

「高齢者を孤立させない都市をつくれます」

1 相談支援体制の整備〈指標▶相談件数の推移〉 2 保健・医療・福祉の基盤整備〈指標▶施設やサービス供給の数、健康寿命の延伸〉 3 地域における支えあいの推進〈指標▶実施地区数〉 4 安心して暮らせる住まいの確保〈指標▶居住支援のマッチング数〉

豊かなコミュニティ活動の発展と住民自治の推進

「コミュニティ活動で互いに支える都市をつくれます」

1 地域活動への参加人数の向上〈指標▶地域活動への参加率〉 2 地域活動団体の活動の活発化〈指標▶地域活動団体数、地域活動団体の人材確保数〉 3 地区における協働の基盤づくり〈指標▶地区における情報交換、交流の場〉

実現の方策

区では、参加、協働、ネットワーク、情報公開を進め、区民参加を推進するとともに、各政策を実行し、確実に支えていくために計画の着実な推進、執行体制の整備、地域行政の推進、財政運営、行政経営改革に取り組みます。

① 区民参加の推進（参加、協働、ネットワーク）

1 参加の拡充 2 協働によるまちづくり 3 ネットワークの広がり 4 情報公開と区民参加 外郭団体改革基本方針

② 持続可能な自治体経営

1 計画の推進と評価・検証 2 執行体制の整備 3 地域行政の推進 4 自治権の拡充と財政運営 5 行政経営改革の推進

さて、こうした基本計画の内容に、厳密な意味での EBPM は、どのように適用可能でしょうか？

例えば、住民自治の確立—参加と社会的包摂—という基本方針は、なぜ必要で、どのような効果が期待され、その効果（アウトカム）をどのように測定することが可能なのか、といったことを考える必要があります。もしくは、仮に、住民自治の確立—参加と社会的包摂—は基本方針ですから、アウトカムそのものを記載しているとすれば、それを促進する施策が何であり、施策を行うことで効果が得られる確証を事前に確認し、また効果を測定する指標は何であるのか明示される必要があります。

一方で、基本構想が示す九つのビジョンの実現に向けた3つの基本方針と位置付けられていることから、基本構想のビジョンを実現するための手段的対応をガイドするための方針という整理になるのかもしれませんが。とすれば、基本構想のビジョンとの目的=手段的

関係の明示が必要となります。

このように、基本構想が示す九つのビジョンや、基本計画に記載されている基本方針の実現について、EBPM の観点を活用しようと考えれば、こうしたビジョンや方針から個別施策までの関係性を綿密に整理設計しておく必要がでてきます。さらに施策を実施することの効果の事前明瞭であり、当然効果を測定するための指標が適切に設定されていることが必要になります。

また、基本構想や基本計画（における基本方針）などは、未来に向けた価値の選択や表明を行う側面、役割があると考えています。EBPM を構想や計画に当てはめることは、ではなぜその価値を選択することが良いのか、という根本的な問いに答える要請を、政策立案者にもたらすようにも思います。未来に向けた「ある価値」の選択が、市民の生活や産業、自治体経営に何をもちたすのか、曖昧さを排除して（その価値ではなく別の価値を選択した場合と比較するなどし）、ロジカルに、事前に、かつ定量的にどこまで説明できるのか？ これは解くことが非常に難しい課題だと考えています。

つまり、現時点においては、自治体の基本的な政策や計画に、厳密な意味での EBPM を用いることについては、困難ではないかと考えています。一方で、自治体政策において、ある価値選択を行う際には、もちろん適切な政治的な過程を経ることも求められます。そのことと、EBPM の適用が難しいという課題は、相互補完的な関係にあるとも考えられます。この点については後ほど論じます。

4. EBPM の個別施策への適用

ある個別の事業を実施する際に、EBPM を適用することは可能であり、また有効なのでしょうか？ 先の重点施策には、「子育て環境基盤の整備」であれば、評価指標として「子育てしやすい環境意識」が設定されています。これに対して、下位計画の実施計画では、たとえば、「1 保育待機児童の解消、幼児教育・保育の推進」という施策が紐づけられています。さらに区の担当では詳細具体的に事業の実施方法等が分野別計画とも整合する形で、作成されているかもしれません。

この例示した政策、施策体系は、極めて妥当なものかと写ります。保育施設に対する待機児童の解消を行うことは、まさに子育ての環境基盤を整えることと直感的に理解できます。一方で、EBPM を適用することを想定した際のポイントは、その上で、評価指標としての子育てしやすい環境意識の向上に、この施策の実施がどの程度効果を発揮するのかを事前に把握することにあります。厳密には、子育てしやすい環境意識の向上に資すると想定される施策候補群を選び出し、意識のモニタリングの結果と過年度における施策の実績とを紐づけ、意識向上に対する各施策の重みがどの程度なのか、そのための行政コストはどの程度であるのか、などを比較して、施策のベストミックスを探るということになるのかと思います。

この方法は、施策の評価調査の計画（研究計画）を予めしっかりと企画策定することで、ある程度実行できるかもしれません。ただ、その場合であっても、市民の集合的かつ主観的な評価と個別施策を実施した結果の関係を厳密に分析することは、実際は難易度が高いことではあるのです。例えば、自治体施策以外の様々な社会的状況がもたらす主観的な評価への影響をどう排除するのか、といった分析上の課題もあります。また、こうした調査分析には高度な統計分析が必要であり、自治体担当者、さらには計画策定に関わる民間のコンサルタントやシンクタンク等においても高度な統計分析や効果測定が可能な人的資源は限られており、調査分析費用も相当程度かかる、といった課題があります。

つまり、現実的には、厳密な意味での EBPM は、事前の効果測定が明確に行い得る個別事業レベルにおいて適用可能なものだと捉えざるを得ないと考えます。そして、厳密な意味での EBPM を政策に全面的に取り入れようとする、効果測定が可能な施策のみを実施するといった前提で政策体系を考えるという、本末転倒な話にもなりかねません（施策から政策全体を構想するという流れ）。ただし、個々の施策の効果を事前に検討しながら政策から施策に具体化するという観点は重要ですので、政策形成・立案の基本的方針に EBPM の「思想」を取り入れることは必要と考えています。例えば、可能な限り事前に効果を検証する（本来の EBPM）、それが難しければ効果を事前想定し事後検証も行う、効果を事前に想定すること自体が難しければ、モデル的事業として実施モニタリングにより効果を把握し次の施策展開につなげる、など、EBPM の観点を位置付けることは必要であると思います。

5. EBPM と市民参加の相互補完関係

さて、行政計画の策定においては、EBPM が難しい場合を（体制面や費用面は別として）理論的に整理しておく、1) 基本的な方針などそもそも価値選択に関わる内容である場合、2) 効果が厳密な意味では明らかではない、もしくは直ちに測ることが難しい場合、3) 効果が判明した、もしくは事前に科学的方法で明らかになっている場合であっても、異なる分野にもたらされる効果との調整（分野間調整）が難しい場合、などがあり得ます。

3) については、さらに a) 他分野の効果が明確ではない、b) 他分野含め個別施策の効果が明確であったとしても異なる分野の効果の調整が難しい、などがあり得ます。

2) および 3) a) は、効果の曖昧性や不確実性を認めつつ、参加プロセスによる多面的な検討を経ることで、正当性を獲得することが必要に思います。

1) および 3) b) は、多元的価値の調整に関わる問題であり、一般に数理的に解決することは困難であることから、参加により意向調整を促進しつつ意思決定することが必要になります。

以下では、現在進められつつある世田谷区基本計画改定における市民参加の工夫を紹介

しつつ、意思決定プロセスのあり方について検討してみたいと思います。

6. 世田谷区の基本計画改定における市民参加の工夫

現在世田谷区では、基本計画改定において、以下の通りの市民の直接参加を行ないながら計画改定を進めています。まず、区民検討会議では、公募及び無作為抽出により年代やバランスを考慮して区民30名（内公募5名）を選出しています。また、区民検討会議での議論を継続的に発展させるためにデシディム（バルセロナ市が開発したインターネット上の意向調整システム）を利用しています（なお、デシディムの日本での活用については、拙著らの行った研究、興石他（2022）を参照ください）。さらに基本計画大綱（基本計画の策定にあたり、その基本的な考え方、目指す将来像、施策の方向性等を盛り込んだもの）を区に答申する役割を持つ基本計画策定審議会に、学識委員に加えて、区民検討会議の代表5名が参加しています。このことにより区民検討会議での議論・検討成果を審議会に反映することを想定しています。また、ステークホルダー（各種団体、事業者）についても、具体的方法は示されていませんが、意見集約し、審議会の議論の俎上にのせることになっています。

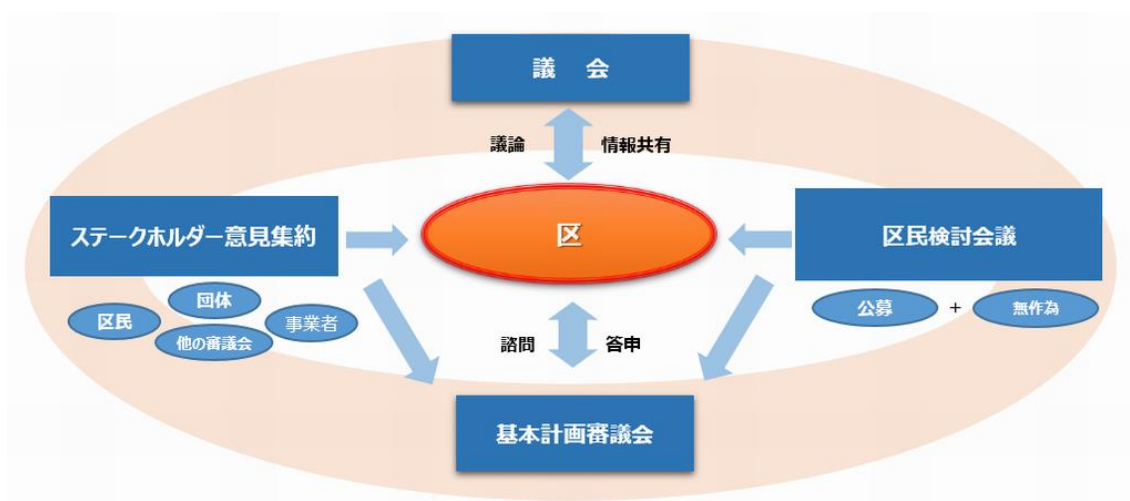


図1 世田谷区における基本計画（令和6年—令和13年度）策定の体制

こうした一連の区民による直接参加の取り組みは、住民参加が停滞気味な現代日本においては、積極的に評価をしてよいでしょう。

無作為抽出によって選ばれた市民による検討は、ミニパブリックスと言われていますが、社会の多様な価値観を一定程度反映していると考え、近年は、公募方式の市民参加に代えて、もしくは加えて採用する自治体が増えているようです。もともとは、ドイツの計画細胞とよばれる市民による政策判断の方法を模して日本に導入された方法です。ドイツの場合には、計画案の妥当性を判断する、裁判の陪審員のような立ち位置で用いられていると筆者は理解しています。中立的な市民としての立ち位置で、公正に判断するという考

え方です。

これに対して、日本では、世田谷区の方式のように、無作為抽出によって選ばれた市民が案の形成そのものに関わることもあり、後述のとおり参加の理論上の位置付けは異なります。案の形成について、無作為抽出によって選ばれた市民によって検討することで、社会の多様な価値観を一定程度反映し得るとすれば、多元的な公共性を反映する仕組みとして有効、との見方もできます。一方で、どのような利害が存在するのかを把握し、利害関係者を全て含む形で意向調整するという方式もあります。米英などでは、こうした方式が採用される場合が多いです。これらの方式の違いは、公共性の獲得に関する考え方の違い、と理解することもできます（公共性の獲得に関しては、後述します）。

また、デシディム（オンライン協議システム）を利用した継続的検討も、特徴的です。私達も1990年代後半から2008年ごろまで、オンラインでの協議システムを開発・運用し、三鷹市では実際に基本計画の策定に用いた経験があります。その際は、通常の参加のワークショップなどのプロセスにオンラインシステムを上乗せし、相互に意見を参照しつつ実施しました。この際、ワークショップなどに参加した市民とオンライン参加した市民の属性は異なり（前者は高齢が多い、後者は若年世代が多いなど）相互補完的な手段であることが確認できました。

世田谷区では、こうした方式ではなく、むしろメンバーは限定しつつ、限られた時間で行われる対面議論だけではなく、オンライン上の議論を併用することで、継続的議論を可能とするために利用しているようです。デシディム上で、どのような方式のもと、どのような議論が行われているのかは具体的には確認はできないため、一連の取り組みの評価はできませんが、これにより対面による議論よりは、熟議に近づくことが期待されます。

区民検討会議：公募及び無作為抽出により、年代や地域バランスを考慮して選出した区民30人程度により、ワークショップ形式による議論を3回にわたって実施し、取りまとめた意見を基本計画審議会での議論へ反映します。

公募委員 5名程度

6月1日号の区のおしらせ及び区ホームページにおいて委員を募集し、作文等による選考を行った上で、委員を決定します。

無作為抽出委員 25名程度 18歳以上の区民を対象に無作為に抽出した460人へ案内文を送付し、参加の協力が得られた方を委員として決定します。

デシディムを用いた継続的な意見の検討

7. 公共性理論と計画行政

さて、EBPM と参加との相互補完性について、上記にて簡単に議論を試みましたが、さらにそもそもなぜ、施策の効果があることのエビデンスを示すことや、市民による参加や熟議が必要であり、重要なのでしょうか？

この点について、公共性論との関係で整理しておきたいと思います。

7.1 価値観の多様化と公共性

日本においても、特に大都市とりわけ東京においては、価値観が多様化（多元化）しつつあると考えています。人々の価値が多様化すると、当然、自治体の政策や施策についても、多様な価値観をどのように投影できるのか、ということが問題となります。

こうした価値が多様化する、多元的社会における公共的意思決定において、多様な主体が参加・関与することの必要性は、米英においては計画理論（都市計画理論）、そして関連分野である社会心理や公共経営などの関連領域において明らかにされてきています。詳細は小泉（2006）や小泉（2011）に譲ることにして、ここでは、本稿の論点を明確にする上で参考となる、ブライソンとコーズビー（Bryson and Corsby（1992））の政治・討議過程における「3段構造の3つの相」について簡単に説明をしておきます。

ブライソンとコーズビーは、公共的戦略形成行為を討議にもとづいた「イノベーション」と考え、さらにルークス（Lukes）の理論枠組みにあてはめて、討議過程を Forum、Arena、Court の3つの場に区分した上で、各々の主な役割、必要とされる手段・方法、原理を整理しています（図2）。

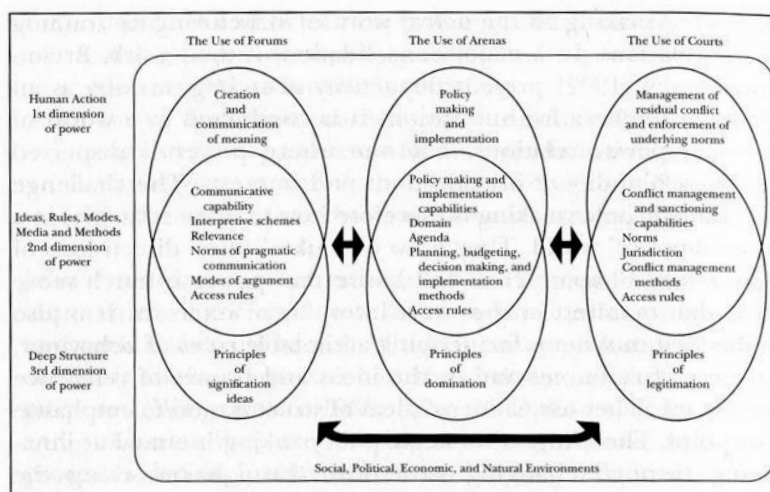


Figure 8.2 The triple three-dimensional view of power
Source: Bryson and Crosby (1992) p. 91

出典：Bryson and Crosby (1992) p. 91

図2 3段構造の3つの相

各相について簡単に説明を行うと表の通りとなります。

表 意思決定の3つの場の機能

- ・Forum（討論の場）：（公開で）討論を行う場を指す。意思決定を行う場ではなく、あくまで意向調整・意思決定の前提となる各種の検討を行う場として位置づけられる。
- ・Arena（意向調整と意思決定の場）：異なる利害・関心を調整し、政策を立案し、決定・実行する場である。
- ・Court（司法の場）：決定された政策の妥当性を問い直す場であり、法的な調整を行う、司法的過程を行う場。

この理論枠組みの重要なポイントは、多元的な価値社会において、多様な主体による討議のもと政策決定を行うことが必要な場合には、情報を相互に発信し共有する Forum と、意向を調整し政策として決定する Arena、そして調整が不調に終わった場合や一部に意思決定の結果に不満が残る場合に司法的な裁定を下す Court、の3つの役割を果たす場と、それら各々に関連した機関・装置、そして必要なリソース（人材、情報、技術）を用意する必要がある、ということにあります。

更に、その際には、Forum の相が自由なコミュニケーション（相互の意思疎通）の空間・場として十分に機能し得ることと、Forum の相と、Arena の相、そして Court の相との連続的関係を組み立てることがポイントとなってきます。特に、Forum の相において関連した利害・関心を有した参加者すべてが、その問題を十分かつ豊かに理解したのちに、政策（解決策）の模索と決定（Arena のフェーズ）をすべきとしています。

また、公共的戦略形成行為を討議にもとづいた「イノベーション」と見なす考え方については、計画理論の分野において引き継がれ発展しています（communicative planning theory）。よい政策案を導き出すためには、Forum において多様な主体の参加のもと多様な発意や情報提供が行われ、その上で「創造的な問題解決」のアプローチを経て意向調整を行い案が形成されることが必要だとしています。この「創造的な問題解決」を志向することが、政策形成が「イノベーション」とされていることの本来の意味となります。

こうした考え方を公共性論の観点から整理すると以下の通りとなります。多様な主体により多様な意見や価値観が表出されれば、意見の対立や矛盾が多く現れます。このことが、政策担当者からすれば、包括的な市民参加を行うことに尻込みする理由の一つになっているように思います。しかし、より高次の公共性を獲得する観点からは、参加者による意見の相違はむしろ必要であり、対立を乗り越えることができれば、より高次の公共性が達成されたこととなります。つまり、多様な意見や価値観を引き出した上で、創造的な解決案を導くことができるのか、ということがポイントとなります。

8. 専門的・科学的知見と創造的問題解決

それでは、そうした多面的な価値を確認しながら、創造的に進める政策形成過程において、専門的知見や本研究のテーマである施策実施の効果に関するエビデンスはどのような意味を持つのでしょうか？

実は、多様な市民や関係事業者らの参加のもと、創造的問題解決を行うためには、専門的かつ科学的な知見の提供は、一層必要となってきます。それは、こうした創造的問題解決のアプローチが、不確定・不確実な領域の存在を認めつつ、その領域を狭めつつ確定し、政策形成をはかるアプローチでもあるからです。そのためには、専門的にも多分野から多角的な視点で、科学的知見が提供される必要があります。もちろん、どのような科学的知見であったとしても、その切り取り方には必ず切り取った人の価値観が投影されています。そうした科学知見の価値依存性にも留意しながら、その知見のもつ意味や政策形成上の意義についても共有しながら、議論をすすめることとなります。科学的知見が提示され、それが多様な観点から吟味されることで、議論検討の幅は限定されていきます。

また、新たな専門的知見が提供されることにより、それまでとは異なる問題解決の方法が発想されることにも繋がる可能性があります。

この観点から、科学的分析や効果の測定と、多様な主体の参加は、こうした創造的な問題解決のアプローチを成功させるための両輪と位置付けることもできます。

9. 自治体計画策定とスマートシティ

さて、現在日本各地において、都市や自治体のスマート化が進められようとしています。このことは、自治体計画の策定にどのような影響を与えるのでしょうか？ EBPM もしくは EB の「思想」に依拠した政策立案や実施を進める上でもビッグデータやスマート技術の活用は役立つように考えています。例えば、まちづくりの領域では、近年、街路の歩行者空間化やトランジットモール化（バス、LRT などの公共交通以外の車両の乗り入れを禁止する）などの交通関連施策について社会実験のアプローチで検証することが各地で進められています。2000 年頃から浜松市など一部自治体で行われていた方法が、現在は各地で実施されるようになってきました。リアルな社会においてこうした「実験」を行うことは、施策が想定しているような効果が発揮されるのか、また副作用はないのか、などを本格的な整備の前に事前検証できますし、また市民のその施策に対する受容性を確認することもできます。まさに、自治体政策において実施が可能な EBPM の一つの形だと思います。

この社会実験の実施に際しては、人流の把握などを従来の計測方法ではなく、携帯電話の位置情報や Wi-Fi や Bluetooth を活用したセンサーによって把握することが行われています。また、メタバースを活用し、社会実験に先駆けて想定される効果をシミュレートする方法なども開発されつつあります。

一方で、スマート技術の活用は、計画策定側である行政の利便性の増進や状況把握の精度を高めるだけではなく、多様な市民がより創造的に計画策定に関わる可能性を開くものだと、筆者は考えています。よくデジタルディバイドといったことを懸念する方がいらっしやいますが、それは ICT やインターネットの普及が、どれだけ障害者や生き方に不自由を感じている方のインクルージョンに役立ってきたのか、というポジティブな側面の評価を捨象した議論だと筆者は考えています。もちろん、スマホを例に考えてみても、年齢というよりは、実際には収入によりその利用可能性が規定されており、その意味でのデジタルディバイドは存在していると考えています。しかし、ICT は高齢者を含む様々なハンディキャップがある方々の社会参加を進める上で、現在もそして将来も強力な武器であることは間違いないと考えています。これまで専門技術が必要とされていた政策形成についても、メタバースの活用を含めたシミュレーション技術等の計画支援技術の大幅な発展により、だれでも、いつでも政策提案が行える時代が来るかもしれません。

市民一人ひとりのアイデアを活かした政策形成が本格的に行われる時代が、20、30年後には訪れるかもしれませんし、そうなるようにと、私自身も新しいテクノロジーのポジティブな活用可能性を、現在も検討しています。

10. 最後に

本稿では、EBPM の原義に遡り、その自治体計画や政策形成への適用可能性について検討した上で、創造的問題解決のアプローチをつうじた「イノベーション」としての政策形成という観点から、多様な主体による意見表明と専門的科学的知見の提供の双方の相互補完的な関係について説明をしてきました。自治体計画の作成においては、EBPM の「思想」を取り入れつつも、多様な主体の参加を並行して位置付けることが、必須であることを筆者なりに示したつもりです。

一方で、近年の自治体計画や政策の策定は、2000 年前後の革新的な方法による取り組みが各地で進んだ頃の熱気が失われているように感じています。主観的な観察によるのですが、そのことが自治体行政マンに魅力を感じる学生の減少にもつながっているように感じています。

スマート技術の活用や、民主主義の成熟の必要性・重要性が再認識される文脈のなか、革新的と言えるような、新たな計画策定の取り組みが各地で試行的にでも実践され、自治体計画行政が再度熱を帯びることを強く期待しています。そして、本稿が、多少でも、そうした取り組みや実践を行おうとする行政マンの役に立つのであれば、大変に嬉しいものです。

[参考文献]

関沢 洋一 (2018) 「EBPM とは何か？」EBPM レポート, 独立行政法人経済産業研究所, <https://w>

特集

- ww.rieti.go.jp/jp/special/ebpm_report/002.html, 2022.12.2 閲覧
- 世田谷区 (2014) 「世田谷区基本計画 (平成 26 年度 (2014 年度) ~令和 5 年度 (2023 年度))」
<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/002/001/002/d00131681.html>, 2022.12.4
閲覧
- 世田谷区 (2022) 「次期基本計画 (令和 6 年度~令和 13 年度) の検討」 <https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/002/001/002/d00198289.html>, 2022.12.4 閲覧
- 小泉秀樹 (2006) 「コラボラティブ・プランニング-多様な主体による討議にもとづく都市計画への転換」『都市計画の理論』高見沢実編著, 学芸出版社, pp. 266-292
- 小泉秀樹 (2011) 「まちづくりと市民参加」『人口減少時代の都市計画 : まちづくりの制度と戦略』大西 隆 編著 大西 隆 小泉秀樹他 著 学芸出版社 東大まちづくり大学院シリーズ, 6 章
- 興石 彩花, 後藤 智香子, 新 雄太, 矢吹 剣一, 吉村 有司, 小泉 秀樹 (2022) 「日本における住民参加型まちづくり手法としてのオンラインプラットフォーム「Decidim」の活用実態」都市計画論文集, 2022, 57 巻, 3 号, p. 1355-1362, <https://doi.org/10.11361/journalcpj.57.1355>
- Sherry R. Arnstein, A Ladder of Citizen Participation, Journal of the American Planning Association, Vol. 35, No. 4, July 1969, pp. 216-224
- Judith E. Innes (1996) Planning through Consensus Building, A New View of the Comprehensive Planning, JAPA, autumn, 62;4, 460, 472,
- Paul Davidoff (1965) Advocacy and Pluralism in Planning, Journal of the American Institute of Planners, 11, 31, PERGAMON PRESS,
- Patsy Healey (1998) Collaborative planning in a stakeholder society, TPR, 69;1, 1, 22,
- Judith Eleanor Innes (1999) Information in Communicative Planning, JAPA, 64;1
- Bryson and Corsby (1992) Leadership for the common good: Tackling public problems in a shared power world (San Francisco: Jossey-Bass)
- Berry, Portney, and Thomson (1993) Rebirth of Urban Democracy, Brookings Institution Press